

定期試験に際しての注意事項

例年、定期試験において様々なトラブルが起きています。試験に際しては次のようないくつかのルールがあります。事前に確認し、試験に備えてください。なお、試験を受ける際には、試験監督の指示に従ってください。

■ 登録していない科目の受験

未登録の科目を受験しても、その結果は無効です。試験に際しては必ず自分の登録した科目を確認の上、受験するようにしてください。特に、同じ科目名でも複数の教員が担当している授業は、担当教員名に間違いがないか、必ず確認してください。

■ 退室許可と遅刻の場合の取り扱い

交通機関の乱れ・遅延を想定し、早めに家を出て、試験開始15分前には入室するよう心掛けてください。

退室は原則として試験開始後20分を経過した時点で、監督者の指示のもと可能となります。よって、遅刻は試験開始後20分までしか認められません。これ以後の受験はできません。ただし、交通機関の事故等、本人の責によらない不測の事態により20分を超える遅延があつて遅れた場合は、当日発行の「遅延証明書」等の書類をもって、すぐに試験実施本部（58年館2階 教職員食堂）に申し出て、指示を受けてください。遅刻の取り扱いについては別途掲示も参照してください。

※ 個人的理由による遅刻は認められません。

※ **自宅以外からの登校の場合、遅延証明書があつても認められません。通学定期券の区間外、学生証裏面に記載されている通学区間外の遅延についても認められませんので、ご注意ください。（学生証裏面の通学区間は、必ず記載しておいてください。）**

※ 遅れた時間以上の遅延証明（例えば試験開始から30分遅れた場合は、30分以上の遅延証明）でなければ認められません。

※ 証明書の提出によって無条件に追試験などの代替措置が得られるとは限りません。詳細を確認後、可否を判断します。

■ 追試験について

病気その他やむを得ない理由により受験できなかった場合、追試験該当科目に限り追試験を行います。詳細は「履修の手引」に掲載していますので確認の上、該当する場合は当該科目の試験終了から1週間以内に経営学部窓口に「欠席の事情を証明する書類」を持って相談・届出を完了してください。ただし証明書の提出によって無条件に受験できるとは限りません。あらかじめ欠席が予想される場合は、経営学部窓口で確認してください。

■ 不正行為（カンニング等）

例年、不正行為やこれと紛らわしい行為が報告されています。また、こうしたことに対する学生からの苦情も届いています。不正行為の結果は、その科目が無効となり（場合によっては全受験科目が無効となります）、停学といった処分を伴うこととなります（「経営学部生のための履修の手引き」不正行為に関する措置を参照）。不正行為は絶対に行わないようにしてください。また、答案用紙の持ち帰りも不正行為になりますので、白紙でも必ず提出してから退出してください。

■ 席の並び方

席は最前列に沿って真っ直ぐに並ぶことになっています。また、となりの人とはひとつ席を離して並ぶことになっています。試験監督から座席の指示があつた場合は、速やかに移動してください。

■ 学生証

試験を受けるためには学生証の提示が必要です。忘れないように注意するとともに、机の通路側に、ケースから出して写真面を表にして置いてください。万一、学生証を忘れた場合は試験実施本部（58年館2階教職員食堂、経営学部窓口ではありません）前で「仮受験許可証」の交付を受けてください。紛失している場合は、速やかに警察に届け出たのち、経営学部窓口で再発行の手続きを取ってください。

■ 携帯電話・PHS等

携帯電話・PHS等通信機器の使用は禁止しますので、電源を切り、鞆等に必ずしまってください。時計、電卓の代用品として使用することもできませんので注意してください。

■ 電卓の使用について

パソコン、電子辞書、携帯電話など、その他計算機以外の機能がついた電子機器は、電卓として使用できません。また、試験時に電卓を忘れても、電卓の貸出は大学で一切行っていませんので、電卓を使用する試験に該当している人は、忘れないように注意してください。

■ その他

試験実施前に履修の手引き 学-(71)頁以降「試験について」を一読しておいてください。